



# 長野県報

12月25日(月)  
平成18年  
(2006年)  
第1824号

## 目 次

### 条 例

長野県議会議員の定数並びに選挙区の合区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（調査課）	2
政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（総務課）	3

### 規 则

長野県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則（交通指導課）	3
--------------------------------	---

### 告 示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定（長寿福祉課）	7
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（医療政策課）	7
公共測量の実施（土木政策課）	7
政治資金規正法に基づく政治団体の届出（選挙管理委員会）	8
政治資金規正法に基づく届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）	9
政治資金規正法に基づく政治団体の解散の届出（選挙管理委員会）	17
政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出（選挙管理委員会）	17
政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）	18
政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定取消しの届出（選挙管理委員会）	18

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（2件）（N P O活動推進課）	19
一般競争入札（2件）（管財課）	19
土地改良事業の施行に伴う換地計画の縦覧（農地整備課）	21
長野県議会からの監査の請求に係る監査の結果に基づき講じた措置（監査委員事務局）	21
一般競争入札（事業課）	21
正誤（経営企画課）	22
正誤（教育総務課）	22

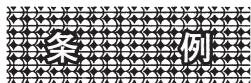
## 本号で公布された条例のあらまし

## ◇ 長野県議会議員の定数並びに選挙区の合区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例(条例第53号)

- 1 公職選挙法第15条第2項及び第3項の規定により、選挙区の合区を行いました。
- 2 公職選挙法第15条第8項の規定により、各選挙区において選挙すべき議員の数を変更しました。
- 3 この条例は、次の一般選挙の選挙期日の告示の日から施行します。
- 4 長野県議会議員の選挙区の特例に関する条例は、廃止することとしました。

## ◇ 政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(条例第54号)

- 1 県の財政状況等を勘案して、平成19年3月31日までの特例(減額)期間を引き続き1年間延長し平成20年3月31日までとすることとしました。
- 2 政務調査費の交付を、四半期毎に行うこととしました。
- 3 この条例は、平成19年1月1日から施行し、同日以後に交付する政務調査費について適用します。



長野県議会議員の定数並びに選挙区の合区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成18年12月25日

長野県知事 村井 仁

**長野県条例第53号**

長野県議会議員の定数並びに選挙区の合区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

長野県議会議員の定数並びに選挙区の合区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例(平成10年長野県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第15条第2項」の次に「及び第3項」を加え、「の各号」を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 上田市の区域と小県郡の区域とを合わせた区域
- (2) 岡谷市の区域と諏訪郡下諏訪町の区域とを合わせた区域
- (3) 須坂市の区域と上高井郡の区域とを合わせた区域
- (4) 中野市の区域と下高井郡の区域とを合わせた区域
- (5) 飯山市の区域と下水内郡の区域とを合わせた区域
- (6) 茅野市の区域と諏訪郡富士見町及び同郡原村の区域とを合わせた区域
- (7) 佐久市の区域と北佐久郡の区域とを合わせた区域
- (8) 千曲市の区域と埴科郡の区域とを合わせた区域

第2条第2項を削る。

第3条の表の北佐久郡の項から上伊那郡の項までを次のように改める。

上伊那郡	2人
------	----

第3条の表の南安曇郡の項を削り、同表の埴科郡更級郡上山田町の項から岡谷市の項までを次のように改める。

上水内郡	1人
長野市	10人
松本市	6人
上田市	4人
小県郡	
岡谷市	2人
諏訪郡下諏訪町	

第3条の表の中野市の項を次のように改める。

中野市	2人
下高井郡	

第3条の表の茅野市の項を次のように改める。

茅野市	2人
諏訪郡富士見町及び同郡原村	

第3条の表の更埴市の項及び佐久市の項を次のように改める。

佐久市	4人
北佐久郡	
千曲市	2人
埴科郡	
東御市	1人
安曇野市	2人

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の一般選挙の選挙期日の告示の日から施行する。(長野県議会議員の選挙区の特例に関する条例の廃止)
- 2 長野県議会議員の選挙区の特例に関する条例(平成15年長野県条例第50号)は、廃止する。

調査課

政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成18年12月25日

長野県知事 村井 仁

### 長野県条例第54号

政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

政務調査費の交付に関する条例（平成13年長野県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「交付」を「交付等」に改め、同条中「毎月」を「1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、当該四半期に属する月数分の政務調査費を、当該四半期の最初の月の」に、「に、当該月分の政務調査費を」を「。次項において同じ。」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、一の四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、当該四半期の最初の月から任期の満了日の月までの月数分の政務調査費を交付するものとする。

第6条に次の2項を加える。

2 知事は、一の四半期の途中において、会派が結成された場合又は会派の所属議員の数が増加した場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める政務調査費を、当該結成された日又は当該増加した日の月の翌月（その日が月の初日の場合にあっては、その月）の10日に交付するものとする。

(1) 会派の結成 当該結成された日の月の翌月（その日が

月の初日の場合にあっては、その月）以降の当該四半期に属する月数分の政務調査費

(2) 会派の所属議員の数の増加 当該増加した日の月の翌月（その日が月の初日の場合にあっては、その月）以降の当該四半期に属する月数分の増加した所属議員の数に係る政務調査費

3 会派（会派が解散した場合にあっては、その代表者であった者は、一の四半期の途中において、会派の所属議員の数が減少した場合又は会派が解散した場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める政務調査費を速やかに返還しなければならない。

(1) 会派の所属議員の数の減少 当該減少した日の月の翌月（その日が月の初日の場合にあっては、その月）以降の当該四半期に属する月数分の減少した所属議員の数に係る政務調査費

(2) 会派の解散 当該解散した日の月の翌月（その日が月の初日の場合にあっては、その月）以降の当該四半期に属する月数分の政務調査費

附則第2項中「平成19年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

### 附 則

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

総務課



長野県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年12月25日

長野県公安委員会委員長 唐沢彦三

### 長野県公安委員会規則第12号

長野県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則

（長野県道路交通法施行細則の一部改正）

第1条 長野県道路交通法施行細則（昭和35年長野県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第18条中「第74条の2第6項」を「第74条の3第6項」に改める。

第19条中「第75条の2第2項」を「第75条の2第3項」に、「自動車の使用制限に関する意見照会書」を「車両の使用制限命令に関する意見照会書」に改める。

第20条の見出し中「自動車」を「車両」に改め、同条中「第75条の2第2項」を「第75条の2第3項」に、「自動車の使用制限書」を「車両の使用制限書」に改める。

様式第2号の2の備考の1中「第2条第1項の表の右欄の(9)のエ」を「第2条第1項の表の右欄の(11)のエ」に、「同(9)のオ」を「同(11)のオ」に改める。

様式第16号中「殿」を「様」に、「第74条の2第6項」を「第74条の3第6項」に改める。

様式第17号を次のように改める。